



平成 26 年 12 月 3 日

各 位

会社名 新日鉄住金ソリューションズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 謝敷 宗敬  
(コード：2327、東証第一部)  
問合せ先 総務部長 高原 正之  
(TEL. 03-5117-4111)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 3 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 459 条第 1 項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、将来にわたり競争力を維持強化し、企業価値を高めていくことが重要と考えており、利益配分につきましては、株主の皆様に対する適正かつ安定的な配当及び将来の事業拡大と収益確保に備えた内部留保を確保することを基本方針としております。この度、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るため、公開買付けの方法により自己株式を取得することが、当社の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元に繋がると判断いたしました。

自己株式の取得にあたっては、当社株式の市場流動性を損なわないという観点に配慮する必要があります。当社の親会社である新日鐵住金株式会社（当社普通株式 35,510,400 株（平成 26 年 12 月 3 日現在）を保有しており、その持株比率は当社発行済株式総数 52,999,120 株の 67.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数の比率の計算において同じ。）に相当します。）の所有する当社普通株式を中心に取得するのであれば、市場流動性を損なうことなく比較的短期間に相当規模の自己株式を取得することが期待できます。但し、新日鐵住金株式会社の同意を得ることが前提となるため、事前に新日鐵住金株式会社の意向を確認しつつ自己株式取得の検討を開始することを平成 26 年 11 月上旬の取締役会で了承しました。その上で、新日鐵住金株式会社に対し同社の保有する当社普通株式の一部の売却の検討を打診し、その実行に向けた具体的な取得方法の検討を進めてまいりました。その結果、株主の皆様が所定の買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性等の観点からも、最も適切であると判断するにいたりました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「買付け価格」といいます。）の決定に際して、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社株式の市場価格を基礎とすること、更に、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付け価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けすることが望ましいと判断いたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成 26 年 10 月 28 日に公表した直近業績である平成 27 年 3 月期第 2 四半期の決算情報が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 12 月 2 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して、一定のディスカウントとなる価格を買付け価格

とする公開買付けの実施について、平成 26 年 11 月下旬に新日鐵住金株式会社に連絡したところ、新日鐵住金株式会社は、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である 6,493,500 株（発行済株式総数に対する割合にして 12.25%）について、新日鐵住金株式会社の取締役会での機関決定を得ることを条件に、本公開買付けに応募する意向を表明いたしました。

また、当社は、新日鐵住金株式会社の保有する上記株式相当数以外についても、株主の皆様に応募の機会を提供するという観点から、7,142,900 株（発行済株式総数に対する割合にして 13.48%）を買付予定数の上限とすることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 26 年 12 月 3 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項の規定に基づく 7,143,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 13.48%）を上限とした自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また買付価格は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 12 月 2 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 3,244 円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して 5.06%のディスカウント率を適用した 3,080 円（小数点以下第一位を四捨五入）とすることを決議しました。新日鐵住金株式会社においても、同日開催の取締役会において、本公開買付けに応募することを決議いたしております。

但し、当社社外監査役である大前浩三は、新日鐵住金株式会社の従業員を兼務しているため、自己株式の取得及び本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、自己株式の取得及び本公開買付けに関する監査役会並びに取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

なお、当社は、新日鐵住金株式会社より、本公開買付け後も新日鐵住金株式会社が保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は 29,016,900 株、発行済株式総数に対する割合にして 54.75%）については、現時点において、今後も継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、中長期的な事業成長を図るための買収・合併等を通じた外部成長施策への活用も含めて検討してまいります。現時点では未定であります。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	7,143,000 株（上限）	22,000,440,000 円（上限）

（注 1）発行済株式総数 52,999,120 株（平成 26 年 12 月 3 日現在）

（注 2）発行済株式総数に対する割合 13.48%

（注 3）取得する期間 平成 26 年 12 月 4 日（木曜日）から平成 27 年 2 月 28 日（土曜日）まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

① 取締役会決議	平成26年12月3日(水曜日)
② 公開買付開始公告日	平成26年12月4日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	平成26年12月4日(木曜日)
④ 買付け等の期間	平成26年12月4日(木曜日)から 平成27年1月8日(木曜日)まで(20営業日)

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,080円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ①算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成26年12月3日の前営業日(同年12月2日)の当社普通株式の終値3,195円、同年12月2日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,244円(小数点以下第一位を四捨五入)、及び同年12月2日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,169円(小数点以下第一位を四捨五入)を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。また、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率を参考に検討いたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成26年10月28日に公表した直近業績である平成27年3月期第2四半期の決算情報が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成26年12月2日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して、一定のディスカウントとなる価格を買付価格とする公開買付けの実施について、平成26年11月下旬に新日鐵住金株式会社に連絡したところ、新日鐵住金株式会社は、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である6,493,500株(発行済株式総数に対する割合にして12.25%)について、新日鐵住金株式会社の取締役会での機関決定を得ることを条件に、本公開買付けに応募する意向を表明しております。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成26年12月3日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、また買付価格は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成26年12月2日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値3,244円(小数点以下

第一位を四捨五入) に対して 5.06%のディスカウント率を適用した 3,080 円 (小数点以下第一位を四捨五入) とすることを決議しました。

なお、買付価格である 3,080 円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成 26 年 12 月 3 日の前営業日 (同年 12 月 2 日) の当社普通株式の終値 3,195 円から 3.60% (小数点以下第三位を四捨五入)、同年 12 月 2 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,244 円 (小数点以下第一位を四捨五入) から 5.06% (小数点以下第三位を四捨五入)、同年 12 月 2 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,169 円 (小数点以下第一位を四捨五入) から 2.81% (小数点以下第三位を四捨五入)、それぞれディスカウントした金額になります。

## ②算定の経緯

当社は、将来にわたり競争力を維持強化し、企業価値を高めていくことが重要と考えており、利益配分につきましては、株主の皆様に対する適正かつ安定的な配当及び将来の事業拡大と収益確保に備えた内部留保を確保することを基本方針としております。この度、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るため、公開買付けの方法により自己株式を取得することが、当社の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながる判断いたしました。

自己株式の取得にあたっては、当社株式の市場流動性を損なわないという観点に配慮する必要があります。当社の親会社である新日鐵住金株式会社の所有する当社普通株式を中心に取得するのであれば、市場流動性を損なうことなく比較的短期間に相当規模の自己株式を取得することが期待できます。但し、新日鐵住金株式会社の同意を得ることが前提となるため、事前に新日鐵住金株式会社の意向を確認しつつ自己株式取得の検討を開始することを平成 26 年 11 月上旬の取締役会です承しました。その上で、新日鐵住金株式会社に対し同社の保有する当社普通株式の一部の売却の検討を打診し、その実行に向けた具体的な取得方法の検討を進めてまいりました。その結果、株主の皆様が所定の公開買付期間中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性等の観点からも、最も適切であると判断するにいたしました。

また、本公開買付けにおける買付価格の決定に際して、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社株式の市場価格を基礎とすること、更に、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成 26 年 10 月 28 日に公表した直近業績である平成 27 年 3 月期第 2 四半期の決算情報が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日 (平成 26 年 12 月 2 日) までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して、一定のディスカウントとなる価格を買付価格とする公開買付けの実施について、平成 26 年 11 月下旬に新日鐵住金株式会社に連絡したところ、新日鐵住金株式会社は、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である 6,493,500 株 (発行済株式総数に対する割合にして 12.25%) について、新日鐵住金株式会社の取締役会での機関決定を得ることを条件に、本公開買付けに応募する意向を表明いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 26 年 12 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、また買付価格は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日 (平成 26 年 12 月 2 日) までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 3,244 円 (小数点以下

第一位を四捨五入) に対して 5.06%のディスカウント率を適用した 3,080 円 (小数点以下第一位を四捨五入) とすることを決議しました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	7,142,900 株	一株	7,142,900 株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等 (以下、「応募株券等」といいます。) の数の合計が買付予定数 (7,142,900 株) を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数 (7,142,900 株) を超えるときは、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。) 第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。) 第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

22,027,632,000 円

(注) 買付予定数 (7,142,900 株) を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用 (本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用) の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

②決済の開始日

平成 27 年 2 月 2 日 (月曜日)

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方 (以下、「応募株主等」といいます。) (外国の居住者である株主等 (法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。) の場合は常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額 (注) を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成27年1月8日までに租税条約に関する届出書等をご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社の親会社である新日鐵住金株式会社（当社普通株式 35,510,400 株（平成 26 年 12 月 3 日現在）を保有しており、その持株比率は当社発行済株式総数の 67.00%に相当します。）は、平成 26 年 12 月 3 日開催の取締役会において、その保有する当社普通株式の一部である 6,493,500 株（発行済株式総数に対する割合にして 12.25%）について、本公開買付けに応募することを決議いたしております。

なお、当社は、新日鐵住金株式会社より、本公開買付け後も新日鐵住金株式会社が保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は 29,016,900 株、発行済株式総数に対する割合にして 54.75%）については、現時点において、今後も継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

- (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

新日鐵住金株式会社は、当社の総議決権数の 67.00%を所有している親会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当します。

当社が平成 26 年 6 月 25 日に開示いたしましたコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当社と親会社との製商品の販売等における取引条件及び取引の決定方針等につきましては、一般の取引条件と同様に決定しており、親会社との取引等を行う際に会社ひいては少数株主の不利益となるような取引等は行っておりません。親会社との取引についても社内規程等に基づき、一般の取引同様に実行・管理しています。」としております。

本公開買付けによる新日鐵住金株式会社からの自己株式の取得に際して、少数株主の不利益となるような取引とならないよう以下の措置を講じているため、取引条件及び取引の決定方針等につきましては、一般の取引と同様に決定しており、かかる指針に適合していると判断しております。

- (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法によって実施することとしております。

また、買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。

さらに、当社社外監査役である大前浩三は、新日鐵住金株式会社の従業員を兼務しているため、

自己株式の取得及び本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、自己株式の取得及び本公開買付けに関する監査役会並びに取締役会の審議及び決議には参加していません。

なお、平成 26 年 12 月 3 日開催の当社取締役会において、全ての取締役及び大前浩三以外の全ての監査役が出席の上、出席取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、新日鐵住金株式会社との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外監査役藤原静雄及び樋口哲朗に対し、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないかについての意見を依頼いたしました。当該社外監査役は、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。その結果、当社は平成 26 年 12 月 3 日に当該社外監査役より、「本公開買付けの目的については、当社の資本政策の観点から不合理なものとは認められないこと」、「自己株式の具体的な取得方法については、少数株主が公開買付期間中に市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施され、また、本公開買付けの内容も、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から少数株主にとって特段不利益な内容ではないこと」、「買付価格の算定方法については、少数株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を買付価格としており、新日鐵住金株式会社に特に有利な条件での取引には該当しないこと」及び「自己株式の取得及び本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するための措置として適正・公正な措置がとられていること」等を総合的に判断して、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を取得しております。

(ご参考) 平成 26 年 11 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	52,997,421 株
自己株式数	1,699 株

以 上